

## 中部運輸局自動車交通部

令和6年12月13日 14:00発表

## 連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

久世、猪飼 TEL 052-952-8082

静岡運輸支局 輸送・監査担当

原田、吉住 TEL 054-261-1191

## 同時発表：静岡県政記者クラブ

**乗合バス事業者に車両使用停止処分及び文書警告**

中部運輸局は、下記事業者に対して一般監査を実施し、以下の車両使用停止処分及び文書警告を行いましたのでお知らせします。

## 記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名：しずてつジャストライン 株式会社（代表取締役 田中 尚弘）

住所：静岡県静岡市葵区宮前町28番地

営業所：静岡唐瀬営業所（静岡県静岡市葵区岳美12-57）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和6年12月13日

処分内容：事業用自動車の車両使用停止 10日車（1両×10日間）＋文書警告

3. 監査端緒

令和5年9月20日（水）、終点の静岡県立総合病院へ到着し一旦停車したが、後方からバスが来た為、再度発車したところ降車しようとしていた乗客が転倒し重傷を負わせたことから監査を実施。

4. 違反内容及び違反条項

（1）運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項）

(2) 点呼の記録の記載事項が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)

(3) 主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

#### 5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分等により付された違反点数	静岡唐瀬営業所	1点
当該事業者の累積違反点数		1点